

令和4年(2022年)3月4日(金)

- ・イベント等の開催に関すること
健康福祉局保健部次長(兼)市立病院担当部長：細谷
電話：082-504-2662(内線4552)
- ・施設の臨時休館等に関すること
危機管理室危機管理課長：和田
電話：082-504-2274(内線5703)
(各施設の概要等について)
別紙の各施設の「問合せ先」へ直接ご連絡ください。

広島県「『まん延防止等重点措置』の実施期間の再延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策」の終了に伴う本市主催イベント等の開催の取扱い及び本市所管施設の開館等について

令和4年3月4日に国において広島県を対象としたまん延防止等重点措置の解除が決定され、同日に新型コロナウイルス感染症広島県対策本部において「『まん延防止等重点措置』の実施期間の再延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策」の終了が決定されたことに伴い、下記のとおり、本市主催イベント等の開催について取り扱うとともに、本市所管施設を開館等します。

記

1 本市主催イベント等の開催の取扱いについて

本市主催のイベント等の開催については、令和4年3月7日から当面、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針(令和4年3月4日改訂)」(別添)により取り扱うこととします。

2 本市所管施設の開館等について

本市所管施設の臨時休館及び開館時間の短縮措置(21時まで)を令和4年3月6日をもって終了し、同月7日から業種別ガイドラインを遵守するとともに感染防止対策を徹底した上で通常の開館とします。

これにより開館及び開館時間の短縮措置を終了する施設は、別表1及び別表2のとおりです。